

交通反則公示通告書

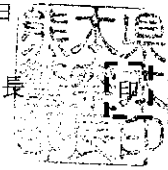
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 7日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月 7日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 8日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月 8日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

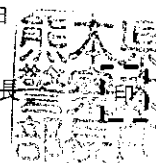
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月 9日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月 9日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

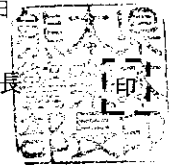
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月10日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月10日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

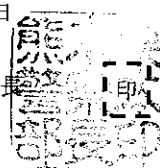
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月11日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月11日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

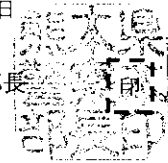
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月14日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月14日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

1 反則者

下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者

2 通告内容

告知書(7)記載の金額の反則金の納付

3 通告理由

(1) 反則となるべき事実

告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。

(2) 反則行為の種類

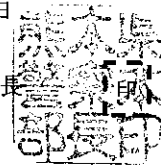
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月15日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月15日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

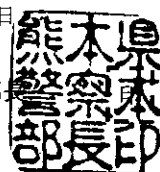
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
- (2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第 129 条第 3 項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月16日

熊本県警察本部



令和 8年 9月16日

出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月17日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月17日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

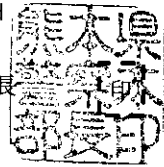
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月18日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月18日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月24日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月24日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月25日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月25日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

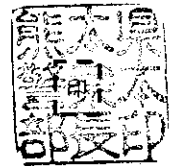
- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月28日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月28日 出力ページ 1

[illegible]

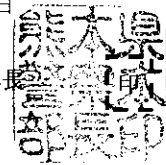
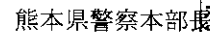
交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
(1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
(2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月29日



令和 8年 9月29日 出力ページ 1

[illegible]

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知をうけた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
 - (1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
 - (2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。
 なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年 9月30日

熊本県警察本部長



令和 8年 9月30日 出力ページ 1

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号
R 8. 9. 6	448618	R 8. 9. 11	436608	R 8. 9. 11	440959	R 8. 9. 11	455729
R 8. 9. 11	455731	R 8. 9. 12	436559	R 8. 9. 12	441960	R 8. 9. 12	441982
R 8. 9. 12	443379	R 8. 9. 12	443380	R 8. 9. 12	447045	R 8. 9. 12	447054
R 8. 9. 12	453019	R 8. 9. 12	455326	R 8. 9. 13	445344	R 8. 9. 13	451932
R 8. 9. 13	453468	R 8. 9. 14	436564	R 8. 9. 14	448805	R 8. 9. 14	451865
R 8. 9. 14	453141	R 8. 9. 14	455327	R 8. 9. 15	813476	R 8. 9. 15	436290
R 8. 9. 15	446220	R 8. 9. 15	446973	R 8. 9. 15	450564	R 8. 9. 15	451991
R 8. 9. 15	453244	R 8. 9. 16	415940	R 8. 9. 16	436502	R 8. 9. 16	442317
R 8. 9. 16	448980	R 8. 9. 16	449072	R 8. 9. 16	449073	R 8. 9. 16	449075
R 8. 9. 16	449425	R 8. 9. 16	453275	R 8. 9. 17	424199	R 8. 9. 17	436567
R 8. 9. 17	440961	R 8. 9. 17	446836	R 8. 9. 17	447061	R 8. 9. 17	448875
R 8. 9. 17	451866	R 8. 9. 17	451912	R 8. 9. 17	453281	R 8. 9. 17	453476
R 8. 9. 17	453477	R 8. 9. 17	455733	R 8. 9. 17	455734	R 8. 9. 17	455792
R 8. 9. 18	436293	R 8. 9. 19	440487	R 8. 9. 19	445348	R 8. 9. 19	453252
R 8. 9. 19	455345	R 8. 9. 19	455360	R 8. 9. 19	455361	R 8. 9. 20	421920
R 8. 9. 20	436611	R 8. 9. 20	447144	R 8. 9. 20	451868	R 8. 9. 20	453262
R 8. 9. 20	453493	R 8. 9. 20	455784	R 8. 9. 21	783993	R 8. 9. 21	440890
R 8. 9. 21	442979	R 8. 9. 21	447156	R 8. 9. 21	450567	R 8. 9. 21	450568
R 8. 9. 21	451891	R 8. 9. 21	453375	R 8. 9. 21	455753	R 8. 9. 21	455754
R 8. 9. 21	455804	R 8. 9. 21	455823	R 8. 9. 21	455826	R 8. 9. 22	405925
R 8. 9. 22	427903	R 8. 9. 22	427905	R 8. 9. 22	445206	R 8. 9. 22	446994
R 8. 9. 22	447202	R 8. 9. 22	451242	R 8. 9. 22	451923	R 8. 9. 22	453247
R 8. 9. 22	453248	R 8. 9. 23	791408	R 8. 9. 23	435774	R 8. 9. 23	436543
R 8. 9. 23	437405	R 8. 9. 23	437408	R 8. 9. 23	437453	R 8. 9. 23	437456
R 8. 9. 23	437458	R 8. 9. 23	445303	R 8. 9. 23	446962	R 8. 9. 23	447172
R 8. 9. 23	449481	R 8. 9. 23	450984	R 8. 9. 23	451927	R 8. 9. 23	453143
R 8. 9. 23	453144	R 8. 9. 23	453250	R 8. 9. 23	453284	R 8. 9. 23	453291
R 8. 9. 23	453292	R 8. 9. 23	455373	R 8. 9. 23	455795	R 8. 9. 23	457501
R 8. 9. 23	457502	R 8. 9. 24	449373	R 8. 9. 24	451231	R 8. 9. 24	451234
R 8. 9. 24	451235	R 8. 9. 24	451814				

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
 - (1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
 - (2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年10月 1日

熊本県警察本部長



令和 8年10月 1日 出力ページ 1

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号
R 8. 9. 12	441984	R 8. 9. 12	447044	R 8. 9. 12	449954	R 8. 9. 12	449956
R 8. 9. 12	455325	R 8. 9. 13	418821	R 8. 9. 13	453271	R 8. 9. 14	436566
R 8. 9. 14	450091	R 8. 9. 15	447142	R 8. 9. 15	447201	R 8. 9. 15	448998
R 8. 9. 15	450416	R 8. 9. 15	450560	R 8. 9. 15	450563	R 8. 9. 16	440899
R 8. 9. 16	445204	R 8. 9. 16	449112	R 8. 9. 17	415961	R 8. 9. 17	436610
R 8. 9. 17	446992	R 8. 9. 17	448876	R 8. 9. 17	449034	R 8. 9. 17	450460
R 8. 9. 17	451911	R 8. 9. 17	453282	R 8. 9. 17	453440	R 8. 9. 18	449035
R 8. 9. 18	449036	R 8. 9. 18	450565	R 8. 9. 18	450645	R 8. 9. 18	455707
R 8. 9. 19	408186	R 8. 9. 19	415972	R 8. 9. 19	440488	R 8. 9. 19	440900
R 8. 9. 19	440971	R 8. 9. 19	443951	R 8. 9. 19	445346	R 8. 9. 19	445349
R 8. 9. 19	446919	R 8. 9. 19	447766	R 8. 9. 19	449429	R 8. 9. 19	453253
R 8. 9. 19	453256	R 8. 9. 19	453257	R 8. 9. 19	453482	R 8. 9. 19	453483
R 8. 9. 19	455344	R 8. 9. 19	455346	R 8. 9. 19	455347	R 8. 9. 19	455352
R 8. 9. 19	455353	R 8. 9. 19	455354	R 8. 9. 19	455355	R 8. 9. 19	455357
R 8. 9. 19	455359	R 8. 9. 19	455362	R 8. 9. 19	455775	R 8. 9. 20	789450
R 8. 9. 20	443500	R 8. 9. 20	445301	R 8. 9. 20	446868	R 8. 9. 20	446869
R 8. 9. 20	451913	R 8. 9. 20	451915	R 8. 9. 20	451916	R 8. 9. 20	451921
R 8. 9. 20	453263	R 8. 9. 20	453317	R 8. 9. 20	453491	R 8. 9. 20	455328
R 8. 9. 20	455330	R 8. 9. 20	455730	R 8. 9. 21	783991	R 8. 9. 21	783992
R 8. 9. 21	783995	R 8. 9. 21	783998	R 8. 9. 21	439127	R 8. 9. 21	441986
R 8. 9. 21	444736	R 8. 9. 21	447014	R 8. 9. 21	450420	R 8. 9. 21	450566
R 8. 9. 21	451835	R 8. 9. 21	453210	R 8. 9. 21	453236	R 8. 9. 21	453245
R 8. 9. 21	453377	R 8. 9. 21	455741	R 8. 9. 21	455752	R 8. 9. 21	455755
R 8. 9. 21	455756	R 8. 9. 21	455821	R 8. 9. 21	455824	R 8. 9. 22	427720
R 8. 9. 22	427904	R 8. 9. 22	440975	R 8. 9. 22	441731	R 8. 9. 22	446976
R 8. 9. 22	447016	R 8. 9. 22	449462	R 8. 9. 22	451243	R 8. 9. 22	451257
R 8. 9. 22	451851	R 8. 9. 22	453258	R 8. 9. 22	453259	R 8. 9. 22	453278
R 8. 9. 23	782708	R 8. 9. 23	791328	R 8. 9. 23	791330	R 8. 9. 23	425059
R 8. 9. 23	427506	R 8. 9. 23	436568	R 8. 9. 23	437409	R 8. 9. 23	437454
R 8. 9. 23	437460	R 8. 9. 23	440503	R 8. 9. 23	440722	R 8. 9. 23	440724

交通反則公示通告書

- 1 反則者
下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者
- 2 通告内容
告知書(7)記載の金額の反則金の納付
- 3 通告理由
 - (1) 反則となるべき事実
告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。
 - (2) 反則行為の種類
告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によって反則金を納付した者とみなされます。

令和 8年10月 2日

熊本県警察本部長



令和 8年10月 2日 出力ページ 1

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号
R 8. 9. 13	445203	R 8. 9. 14	436565	R 8. 9. 14	451877	R 8. 9. 16	451937
R 8. 9. 17	446454	R 8. 9. 18	436292	R 8. 9. 19	429533	R 8. 9. 19	446918
R 8. 9. 19	449114	R 8. 9. 19	449115	R 8. 9. 19	449116	R 8. 9. 19	449121
R 8. 9. 19	449428	R 8. 9. 19	451922	R 8. 9. 19	451938	R 8. 9. 19	453254
R 8. 9. 20	421919	R 8. 9. 20	438787	R 8. 9. 20	438788	R 8. 9. 20	440963
R 8. 9. 20	451870	R 8. 9. 20	455329	R 8. 9. 20	455781	R 8. 9. 20	455782
R 8. 9. 21	783949	R 8. 9. 21	783950	R 8. 9. 21	422599	R 8. 9. 21	422600
R 8. 9. 21	423999	R 8. 9. 21	432656	R 8. 9. 21	432658	R 8. 9. 21	432660
R 8. 9. 21	439126	R 8. 9. 21	439128	R 8. 9. 21	443538	R 8. 9. 21	446471
R 8. 9. 21	446472	R 8. 9. 21	446474	R 8. 9. 21	446475	R 8. 9. 21	446837
R 8. 9. 21	446870	R 8. 9. 21	446876	R 8. 9. 21	447145	R 8. 9. 21	449063
R 8. 9. 21	449064	R 8. 9. 21	449065	R 8. 9. 21	449102	R 8. 9. 21	449252
R 8. 9. 21	449441	R 8. 9. 21	449569	R 8. 9. 21	451993	R 8. 9. 21	453209
R 8. 9. 21	453213	R 8. 9. 21	453246	R 8. 9. 21	455710	R 8. 9. 21	455751
R 8. 9. 21	455801	R 8. 9. 21	455803	R 8. 9. 21	455822	R 8. 9. 22	813478
R 8. 9. 22	427902	R 8. 9. 22	440489	R 8. 9. 22	440490	R 8. 9. 22	440502
R 8. 9. 22	440973	R 8. 9. 22	446477	R 8. 9. 22	446478	R 8. 9. 22	446479
R 8. 9. 22	446480	R 8. 9. 22	446482	R 8. 9. 22	446483	R 8. 9. 22	446484
R 8. 9. 22	446920	R 8. 9. 22	446993	R 8. 9. 22	449118	R 8. 9. 22	449119
R 8. 9. 22	449123	R 8. 9. 22	449126	R 8. 9. 22	449128	R 8. 9. 22	449162
R 8. 9. 22	449163	R 8. 9. 22	449463	R 8. 9. 22	453277	R 8. 9. 23	791405
R 8. 9. 23	791407	R 8. 9. 23	791410	R 8. 9. 23	435775	R 8. 9. 23	437410
R 8. 9. 23	437455	R 8. 9. 23	438804	R 8. 9. 23	445191	R 8. 9. 23	448808
R 8. 9. 23	448809	R 8. 9. 23	449141	R 8. 9. 23	450985	R 8. 9. 23	450986
R 8. 9. 23	451926	R 8. 9. 23	451928	R 8. 9. 23	453494	R 8. 9. 23	455376
R 8. 9. 23	455378	R 8. 9. 23	455735	R 8. 9. 23	455796	R 8. 9. 23	457503
R 8. 9. 23	457507	R 8. 9. 24	783901	R 8. 9. 24	783981	R 8. 9. 24	433918
R 8. 9. 24	440925	R 8. 9. 24	446840	R 8. 9. 24	446877	R 8. 9. 24	446878
R 8. 9. 24	446963	R 8. 9. 24	446964	R 8. 9. 24	447146	R 8. 9. 24	447147
R 8. 9. 24	447148	R 8. 9. 24	447203	R 8. 9. 24	449037	R 8. 9. 24	449066

